

別表六の二(二十五)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
-------------	-----	-----	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)			
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十五)付表「14の①」の合計)	1	円	円
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(別表六の二(二十五)付表「14の②」又は「14の③」)の合計)	2		
継続雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3		円
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の場合は 0)	4		
個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	5	円	円
調整前連結税額の個別帰属額 $(19) \times \frac{(5)}{(17)}$	6		
取得価額の合計額 (別表六の二(二十五)付表「9」の合計)	7		
連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	17		円
革新的情報産業活用設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(5)の合計)	18		
各 連 結 法 人 に お け る 税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	(4) $\geq 3\%$ の場合 $(7) \times \frac{5}{100}$ (4) $< 3\%$ の場合 $(7) \times \frac{3}{100}$		
法人税額の特別控除額の計算	(8) 又は (9)		
法 人 税 額 基 準 額	11		
調整前連結税額基準額 $(20) \times \frac{(5)}{(18)}$			
個 別 帰 属 額 基 準 額	12		
$(6) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$			
法 人 税 額 基 準 額	13		
((11)と(12)のうち少ない金額)			
当 期 税 額 控 除 可 能 額	14		
((10)と(13)のうち少ない金額)			
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	15		
$(22) \times \frac{(14)}{(21)}$			
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	16		
(14) - (15)			
合 計 額 の 計 算			
当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(14)の合計)	21		
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の④」)	22		
法人税額の特別控除額の合計額 (21) - (22)	23		

「23」欄

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和2年旧措置法第68条の15の7第2項」

② 「区分番号」欄：「10613」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

別表六の二(二十五) 令二・四・一以後終了連結事業年度分